

蒲郡市防災行政無線子局（屋外拡声器）使用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害時等の緊急連絡用に設置された蒲郡市防災行政無線子局（屋外拡声器）（以下「屋外拡声器」という。）の個別放送機能を使い、地域放送設備として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（屋外拡声器使用の許可等）

第2条 屋外拡声器の使用許可を受けようとする次に掲げる団体、施設等（以下「団体等」という。）の代表者は、蒲郡市防災行政無線子局（屋外拡声器）使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 総代区
- (2) 公共施設
- (3) その他市長が必要と認めた団体等

2 市長は、屋外拡声器の使用を許可したときは、蒲郡市防災行政無線子局（屋外拡声器）使用許可書（第2号様式）を交付し、当該屋外拡声器の制御ボックス又はマイクボックスの鍵を貸与するものとする。

3 鍵の貸与を受けた団体等（以下「許可団体等」という。）は、鍵の管理を厳重に行うとともに、許可団体等の代表者が交代したときは確実に引き継ぐものとする。

4 許可団体等は、屋外拡声器を使用しなくなったときは、その旨を危機管理課に連絡し、当該屋外拡声器の制御ボックス又はマイクボックスの鍵を返却するものとする。

（屋外拡声器使用に係る留意事項）

第3条 屋外拡声器を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 放送内容は、緊急放送のほか、地域全体に関係するものに限ること。
- (2) 放送開始にあつては、必ず最初に「〇〇地区放送」、「〇〇総代（〇〇常会長）からお知らせします。」、「〇〇学校からお知らせします。」等と告げ、地区放送等であることを明確にすること。
- (3) 放送時間は、緊急時を除き原則として午前7時から午後9時までの間とすること。ただし、毎日正午及び午後5時に無線点検のチャイムが放送されるため、正午及び午後5時前後の放送は行わないこと。
- (4) 屋外拡声器による放送中であっても、市役所又は消防本部からの無線放送が

優先されるため、当該放送が中断された際は無線放送の終了後、再度放送すること。

- (5) 学校周辺の屋外拡声器を使用する場合は、授業や試験の妨げとならないよう、十分配慮すること。
- (6) 制御ボックス内の各種スイッチについては、チャイムボタン及びマイクのみを使用することとし、それ以外の部分には触れないこと。
- (7) 万一誤操作によりサイレン等が吹鳴されてしまった場合は、速やかに訂正の放送を行い、危機管理課まで連絡すること。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月11日から施行する。